

# カンボジアにおける実用新案出願 制度概要

Tilleke & Gibbins International Ltd.

大竹徳成  
(日本国弁理士)



Tilleke & Gibbins international Ltd. (以下、Tilleke & Gibbins) は、1890年にバンコクで設立され、バンコク、ハノイ、ホーチミン、ジャカルタ、プノンペン、ピエンチャンおよびヤンゴンにオフィスを有する東南アジアを代表する総合法律事務所である。大竹氏は、2015年にTilleke & Gibbinsに加入し、バンコクにおいて、主に、明細書作成、特許権・意匠権の取得・活用、調査業務に従事する。

## ■実用新案出願手続の流れ

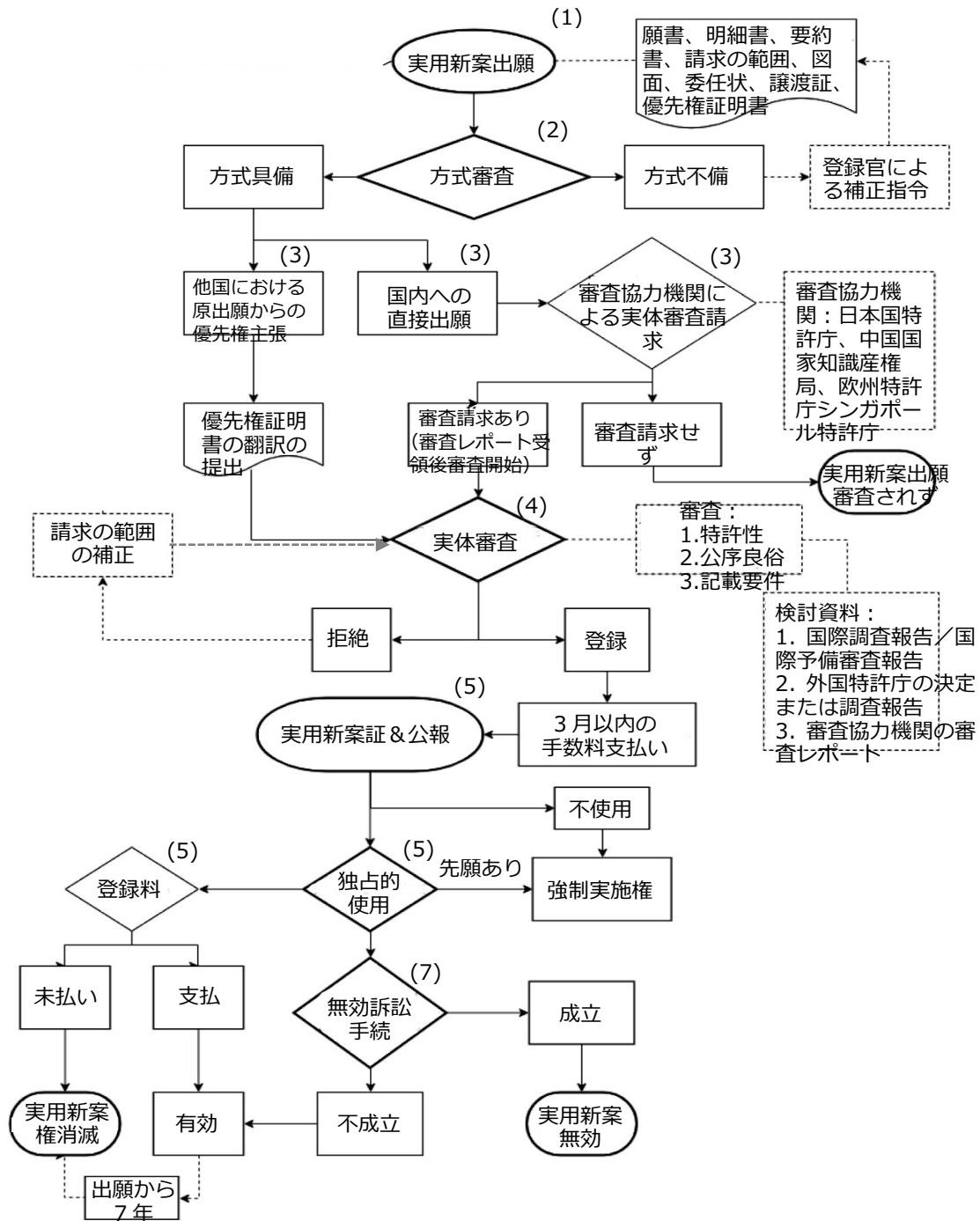
カンボジアにおける実用新案出願手続に関するフローチャートを次ページに示す。フローチャート中におけるカッコ付き数字は書きに記載の項目番号に対応する。

## ■詳細および留意点

### (1) 実用新案出願

はじめに、出願人は工業財産局(DIP)に実用新案出願を行わなければならない。次の情報および書類が要求される(特許法第70条で準用する同法第16条および第17条)。

1. 願書(出願人、代理人、発明者、および、発明の名称に関する情報を含む)
2. 明細書
3. 要約書
4. 特許請求の範囲
5. (必要な場合) 図面
6. (現地代理人を介して出願される場合) 委任状
7. (出願人が発明者ではない場合) 譲渡証
8. (優先権を主張する場合) 優先権証明書



## (2) 方式審査

工業財産局（DIP）は、方式審査を行い、少なくとも願書および明細書が正しく完備されていることを確認する。多くの場合、図面も実用新案出願を理解するために要求される。すべての方式要件が具備されている場合、工業財産局（DIP）は、

出願番号および出願日を出願人に発行する（特許法第 70 条で準用する同法第 33 条）。

方式要件に不備が確認された場合、登録官による補正指令が出願人に通知される。

### (3) 実体審査請求

カンボジアには、通常の実体審査請求の制度はない。

実体審査を受けるには、カンボジア国内において審査協力機関を利用した直接出願、あるいはカンボジア国外における原出願に基づく優先権主張出願に応じた手続が必要である。

#### ・カンボジア国内への直接出願

カンボジア国外からの出願ではなく、カンボジア国内にて直接出願する場合、（工業財産局（DIP）には審査官がないので）出願人は審査協力機関に対する実用新案出願の実体審査請求を行わなければならない（特許法第 36 条）。工業財産局（DIP）に協力する審査協力機関は、中国国家知識産権局（CNIPA）、日本国特許庁（JPO）、欧州特許庁（EPO）およびシンガポール特許庁（IPOS）である。

出願人が上記実体審査請求を行わない場合、発明は審査されない。

#### ・カンボジア国外における原出願に基づく優先権主張出願

外国における原出願がある場合、出願段階で、工業所有権の保護に関するパリ条約（以下、「パリ条約」という。）に基づく優先権、あるいは特許協力条約（PCT）の国際出願に関する優先権を主張することができる。出願人がパリ条約の優先権を主張する場合、次の書類が必要である。

1. 外国特許出願に対して行われた調査または審査の結果に関して、出願人が受領した通知書の写し
2. 外国特許出願に基づく特許の付与、拒絶または無効に関する査定等の写し  
また、出願人は、PCT 国際出願を出願した後、30 月以内に指定官庁としてカンボジアを指定することができる。PCT 指定官庁の指定は、2016 年 12 月 8 日以後

の特許出願に適用可能である。工業財産局（DIP）への出願には、当該出願の国際調査報告または国際予備審査報告の提出が必要である（特許法第 37 条）。

出願人は、工業財産局（DIP）へのすべての書類に英語およびクメール語の翻訳文が添付されなければならないことに留意すべきである。また、翻訳文は翻訳者により認証されている必要である。

#### (4) 実体審査

工業財産局（DIP）は、提出された書類および審査協力機関による審査レポートを受領した後、工業財産局（DIP）は直ちに審査を開始する。工業財産局（DIP）は次の要件に基づいて審査する（特許法第 70 条で準用する第 2 章第 1 節）。

1. 登録要件（新規性、産業上の利用可能性）
2. 公序良俗への適合
3. 十分な記載（当業者が発明を再現できること）

工業財産局（DIP）は次の書類を考慮する。

1. 出願が PCT 国内段階に移行している場合、国際調査報告または国際予備審査報告
2. （パリ条約の）優先権を主張している場合、外国特許庁の審査結果または調査報告
3. 審査協力機関による審査レポート

提出された書類および審査レポートのすべてを審査した後、工業財産局（DIP）は最終的に出願を拒絶または権利を付与するかを判断する。実用新案出願が拒絶された場合、工業財産局（DIP）による示唆に従い、出願人は請求の範囲を補正することができる。実用新案が登録査定された場合、工業財産局（DIP）は、出願人または代理人に通知する。出願人は、登録料および公告料を 3 月間以内に支払う。支払いが工業財産局（DIP）に対して行われた後、工業財産局（DIP）は実用新案証および公報を発行する。

#### (5) 実用新案権および維持

実用新案権者は、登録実用新案を実施する独占排他権を有する。しかしながら、実用新案権者は、実用新案権を維持するために毎年登録料を支払わなければならない。実用新案権者が登録料の支払いを怠った場合、実用新案権は消滅したとみなされる。実用新案権による保護は出願日から7年間与えられる（特許法第73条）。

カンボジアにおいて、登録実用新案に対して第三者から不実施もしくは不十分な実施に基づく強制実施の申立てがあった場合、権利付与後3年または実用新案出願から4年の期間の中で何れか遅く満了する期間の後、実用新案権は工業手工芸省（MIH）による強制実施権の対象となる（特許法第70条で準用する同法第56条）。実用新案権者は、不実施または不十分な実施の決定に対して訴えを起すことができる。

また、後願の登録実用新案が先願の登録実用新案に関して相当の経済的重要性を有する重要な技術的進歩を含む場合、あるいは、後願の登録実用新案が先願の登録実用新案を利用している場合、後願の実用新案権者に強制実施権が認められ得る。特許法は、これらの強制実施権に対して訴えを起させるか否かについて規定していない。しかしながら、先願の実用新案権者は、後願の実用新案権者に対してクロスライセンスを要求することができる。

後願の実用新案権者が強制実施権を行使する場合、ライセンスの範囲および機能、登録実用新案を実施する時期、先願の実用新案権者に支払われる金額および支払いの条件が提示される。

#### (6) 不服申立て

工業財産局の登録の出願の拒絶に対して出願人は管轄裁判所に不服を申立てることができる（特許法第124条）。

#### (7) 無効訴訟

利害関係人は、管轄裁判所に実用新案権無効の訴えを提起することができる（特許法第70条で準用する同法65条）。実用新案が登録要件を具備していない場合、実用新案権は無効となる。

## ■留意点

(1) 実用新案または小特許は、新規性および産業上の利用可能性を有する物または方法の発明である。したがって、進歩性は要件とされていない。

(2) コンピュータプログラムに関する方法の発明および物の発明は法上の発明であるが、実用新案出願した場合、コンピュータプログラムの著作権は自動的に放棄されたものとみなされる。

(3) 医薬品はカンボジアでは特許あるいは実用新案によって保護されない。カンボジアは、TRIPS 協定の加盟国ではあるが、後発開発途上国として 2033 年まで医薬品特許を保護する義務を免除されている。

(4) 次の発明は実用新案によって保護されない（特許法第 70 条で準用される同法第 4 条）。

- 発見、科学的理論、および数学的手法
- 事業活動をし、純粋に知的な行為をなし、若しくは遊戯をするための計画、規則または方法
- 人体または動物の外科若しくは手術による処置方法、および人体または動物に施される診断方法。この規定は、それらの方法の何れかに使用される製品には適用されない。
- 第 136 条において規定される医薬品
- 微生物以外の植物および動物、並びに植物および動物の生産のための本質的に生物学的な方法
- 植物品種

(5) 実用新案出願は、登録査定前または拒絶査定前、一回のみ、特許出願に変更できる。また、特許出願も実用新案出願に変更できる。

## ■ソース

特許、実用新案証および意匠に関する法律（特許法）

特許および実用新案証に対する手続に関する施行規則

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)